

## 熊本県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領

### 第1 目的

国内最大の感染症である肝炎について、県民の検査受診機会の拡充と利便性に考慮し、委託医療機関においてB型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、陽性者を早期治療に繋げることを目的とする。

### 第2 実施方法

- (1) この事業は、県が、公益社団法人熊本県医師会（以下「県医師会」という。）に委託して実施するものとする。
- (2) 委託を受けた県医師会は、検査を受け付ける医療機関（以下「検査医療機関」という。）の名称を県に通知すると共に、広報等に努めるものとする。

### 第3 対象者

この事業の対象者は、熊本県内（熊本市を除く。）に住所を有する者で、本検査の受検を希望する者とする。ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは健康増進事業の対象者については除くものとするが、結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性のある者についてはこの限りではない。

なお、次のいずれかに該当する者については、特に肝炎ウイルスの感染リスクが高いと考えられるため積極的に受検勧奨を行うものとする。

- ① 1994年（平成6年）以前に、非加熱凝固因子製剤やフィブリノゲン製剤を使用された可能性があること。
- ② 1992年（平成4年）以前に輸血を受けたことがあること。
- ③ 長期に血液透析を受けていること。
- ④ 大きな手術を受けたことがあること。
- ⑤ 過去に健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されたことがあること。
- ⑥ 肝炎ウイルスの感染について医師から指摘されたことがあるか、その他肝炎ウイルスに感染した可能性があること。

### 第4 検査の項目

この事業における肝炎ウイルス検査の項目は、次のとおりとする。

- ① B型肝炎  
HBs抗原検査
- ② C型肝炎
  - i) HCV抗体検査
  - ii) HCV核酸増幅検査（iの結果が低力価又は中力価の場合に限る。）

### 第5 検査手続

- (1) この事業による肝炎ウイルス検査を受けようとする者は、住所地を管轄する保健所に申込書（様式1）を直接、又は郵送若しくはFAXにより提出するものとする。
- (2) 申込書の提出を受けた保健所は、申込者が第3に規定する対象者の要件を満たすことを確認したときは、受診券（様式2）を直接、又は郵送により申込者に交付するものとする。

(3) 受診券の交付を受けた者は、検査医療機関へ当該受診券を提示して検査を受けるものとする。

#### 第6 検査結果の通知

検査を実施した検査医療機関は、当該検査結果を、検査を受けた者に対して、原則として検査結果通知書（様式3）を郵送することにより通知するものとする。

#### 第7 費用の請求

- (1) 県医師会は、1月ごとに事業に要した経費を請求するものとする。この場合において、併せて、検査実施状況報告書（様式4）により実施状況を報告するものとする。
- (2) 県は、(1)の請求を受けた場合において、保健所が交付した受診券の内容との整合等を確認の上、原則として、請求を受けた月の翌月末までに、請求に係る費用を委託料として支払うものとする。

#### 第8 保健指導

保健所及び検査医療機関は、この事業による肝炎ウイルス検査の結果、陽性の判定を受けた者に対して、肝疾患専門の医療機関等への受診の勧奨など、必要な保健指導を行うものとする。

#### 第9 事業期間

この事業の実施期間は、本要領の施行日から平成30年3月31日までとする。

#### 第10 秘密の保持

この事業にかかる事務の遂行に当たっては、検査を受ける者のプライバシー等人権の保護に十分配慮するものとし、特に、個人に関して知り得た情報については、その秘密保持に最大の配慮を払うとともに、特に検査関係書類等に際しては、細心の注意をもって整理保管するものとする。

#### 第11 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、別途定める。

##### 附 則

この要領は、平成20年5月19日から施行する。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成21年3月24日から施行する。
- 2 改正前の熊本県緊急肝炎ウイルス検査事業実施要領の規定により発行された受診券については、その記載内容に関わらず、有効期限を平成22年3月31日として取扱うこととする。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成22年3月24日から施行する。
- 2 改正前の熊本県緊急肝炎ウイルス検査事業実施要領の規定により発行された受診券については、その記載内容に関わらず、有効期限を平成23年3月31日として取扱うこととする。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成23年3月22日から施行する。
- 2 改正前の熊本県緊急肝炎ウイルス検査事業実施要領の規定により発行された受診券については、その記載内容に関わらず、有効期限を平成24年3月31日として取扱うこととする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成24年3月9日から施行する。
- 2 改正前の熊本県緊急肝炎ウイルス検査事業実施要領の規定により発行された受診券については、その記載内容に関わらず、有効期限を平成25年3月31日として取扱うこととする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の熊本県緊急肝炎ウイルス検査事業実施要領の規定により発行された受診券については、その記載内容に関わらず、有効期限を平成26年3月31日として取扱うこととする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成26年3月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正前の熊本県緊急肝炎ウイルス検査事業実施要領の規定により発行された受診券については、その記載内容に関わらず、有効期限を平成27年3月31日として取扱うこととする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成27年3月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正前の熊本県ウイルス性感染患者等の重症化予防推進実施要領の規定により発行された受診券については、その記載内容に関わらず、有効期限を平成28年3月31日として取扱うこととする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成28年3月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正前の熊本県ウイルス性感染患者等の重症化予防推進実施要領の規定により発行された受診券については、その記載内容に関わらず、有効期限を平成29年3月31日として取扱うこととする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成29年2月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正前の熊本県ウイルス性感染患者等の重症化予防推進実施要領の規定により発行された受診券については、その記載内容に関わらず、有効期限を平成30年3月31日として取扱うこととする。